

## 補装具評価検討会ワーキンググループ（第3回） 議事要旨

○日時 令和5年9月4日（月）15:00～17:00

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール16A（WEBとの併用開催）

### ○出席者

（委員）※敬称略・五十音順

浅見豊子、石川浩太郎、樫本修、高岡徹、陳隆明、飛松好子、芳賀信彦

（オブザーバー）※敬称略・五十音順

神谷政美（保険局 医療経済専門官）、中村隆、奈良里紗、丸山貴之、山崎伸也、横井剛  
（事務局・自立支援振興室）

自立支援振興室長補佐 河野健資、福祉用具専門官 徳井亜加根、障害者支援機器係長 田中匡、障害者支援機器係 金谷健司

### ○議題

- （1）車椅子及び電動車椅子にかかる告示価格改定について
- （2）補聴器にかかる価格調査結果及び告示価格改定について
- （3）義肢にかかる告示価格改定について
- （4）装具にかかる告示価格改定について
- （5）完成用部品の定義について

### ○議事

本ワーキンググループは補装具評価検討会に向けた作業部会であり、個別の企業名及び個別の品名等に対する意見又は評価や原価等が述べられることから、資料及び議事要旨のみの公開とし、資料についても、個別の製品等について述べられているものについては非公開とすることで全会一致となった。

- （1）車椅子及び電動車椅子にかかる告示価格改定について（資料2）

厚労科研チームから資料に基づく説明があり、技術料に対する構成員からの質問に対しては、前回のWGで議論した採寸等の技術料は義肢装具等と同様に基本価格に含まれることが想定されるとの回答があった。また、基本価格を新たに設定する場合には、レディメイド、モジュラー型、オーダーメイドの3種類を設定し、必要な技術への対価に差を設けるよう、意見があった。本体価格に加算調整及びオプションを積算する算定方法についての異論はなかったが、加算調整やオプションについて、細かく設定しすぎることは、判定業務等が煩雑になるため、業務の効率化も踏まえて可能な限りシンプルなものとするよう意見が付された。

- （2）補聴器にかかる価格調査結果及び告示価格改定について（資料3）

厚労科研チームから資料3に基づき、市場価格については5%から10%程度の上昇が認められるとの説明があった。構成員から利益率はどの程度か、との質問に対し、利益

率については調査に協力してもらうことが難しく、不明である旨の回答がなされた。この回答に対し、構成員からは、価格が市販されているものよりも低く抑えられているというときに、利益率をどのように考えているのかというのが問題であると意見が出された。また、聴覚の補完に関係しない、電池式を充電式に変更した場合等の差額自己負担について、補装具費支給事務取扱指針に明記すべきである等の議論がなされたが結論には至らなかった。

### (3) 義肢にかかる告示価格改定について（資料4）

厚労科研チームから資料に沿って、①現在の告示は、義肢装具士が国家資格になる前にできたものであるため、基本価格に含まれる技術料の価格が国家資格たる義肢装具士に見合っていない、②切断原因が事故から血管原生疾患に変化し、切断年齢が高齢化していることに加え、パーツが多様化したことから、求められる技術が高くなっている、③高い技術が必要な高位切断については、特に技術料が低く（股義足の利益率1%、下腿義足の利益率6%）、困難な症例を担当すればするほど赤字となる、と報告があり、特に技術料の問題は人材の流出を抑えるためにも解決すべき問題であると意見が出された。本件については、構成員も全会一致で同意となった。

### (4) 装具にかかる告示価格改定について（資料5）

厚労科研チームから足底装具の採型方法や利益率等について、資料に沿って説明があった。足底装具の採型方法としては、従来のギプス採型の他に、印象材（コンプレッションフォーム）を用いた採型があり、現状では基本価格に差がないが、印象材を用いた採型方法では原材料価格が2/3程度、採型に要する時間が1/3程度となっており、印象材を用いた基本価格の新設の必要性が述べられた。ギプス採型で製作した足底装具の利益率が29%程度であったため、印象材を用いた場合の利益率は30%を超えることが推測されたことから、補装具の利益率が種目によって異なることは望ましくなく、均一化すべきであると構成員から意見が付された。

### (5) 完成用部品の定義について（資料6）

国立障害者リハビリテーションセンター専門官から既製品装具との違いも含めた完成用部品の定義案について説明があった。完成用部品には、既製品装具を含め、単体で販売・レンタルされているものを除くことが確認された。また、PSB（ポータブルスプリングバランサー）のように、単に組み立てだけのものに対する取扱いについても議論があり、最終的な定義の文言については、補装具評価検討会で案を提示することとなった。

### (6) その他

義肢装具士が療養費支給制度（医療）と補装具費支給制度（福祉）の制度の違いを十分に理解していないことは課題で、両制度の理念を理解せずに、単に補装具が支給されればよい、と考えている場合もある。このため、日本義肢装具士協会を通じ、義肢装具士の養

成における制度教育について働きかけることとなった。

制度の理解不足もあるが、治療用装具（医療）から補装具（福祉）への移行期の課題は多い。早期退院の必要性が高まり、断端が成熟しないまま退院させられてしまうことも多いことは、義足ユーザーにとっては大きな問題であり、オーバースペックの訓練用仮義足（医療）から本義足（福祉）になった場合、日常生活に必要な部品を本義足で支給したとしても、義足ユーザーからすれば、安価な部品しか支給してもらえないと思われることになる。

医療機関の医師が処方する訓練用仮義足について、オーバースペックと考えられるケースも散見されるため、医療保険で支給される義肢装具については、オーバースペックとならないよう、療養費を担当する保険局とも連携して対応していきたい。

（以上）

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
電話 03-5253-1111（内線 3073）